

第六十二回国会 議 院 運 営 委 員 会 議 録 第 二 号

昭和四十四年十一月二十九日(土曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。
国会法改正等に関する小委員

塚原 俊郎君 長谷川 峻君
田澤 吉郎君 海部 俊樹君
三原 朝雄君 山村新治郎君
安宅 常彦君 勝澤 芳雄君
中村 時雄君 正木 良明君
国会法改正等に関する小委員長 長谷川 峻君
図書館運営小委員

加藤 六月君 海部 俊樹君
塚田 徹君 西岡 武夫君
三原 朝雄君 佐野 進君
広瀬 秀吉君 麻生 良方君
正木 良明君 海部 俊樹君
図書館運営小委員長

院内の警察及び秩序に関する小委員
桂木 鉄夫君 小宮山重四郎君
坂本三十三次君 三原 朝雄君
武藤 嘉文君 柴田 健治君
田邊 誠君 麻生 良方君
正木 良明君

院内の警察及び秩序に関する小委員長
三原 朝雄君
庶務小委員
小淵 恵三君 田澤 吉郎君
中尾 栄一君 武藤 嘉文君
山村新治郎君 勝澤 芳雄君
山口 鶴男君 中村 時雄君
正木 良明君 田澤 吉郎君
庶務小委員長

昭和四十四年十二月一日(月曜日)
午後零時三十七分開議

第一類第十五号 議院運営委員会議録第二号

出席委員

委員長 塚原 俊郎君
理事 長谷川 峻君 田澤 吉郎君
理事 海部 俊樹君 三原 朝雄君
理事 山村新治郎君 安宅 常彦君
理事 勝澤 芳雄君 正木 良明君
理事 小淵 恵三君 加藤 六月君
理事 西岡 武夫君 広瀬 秀吉君
理事 麻生 良方君
委員外の出席者
議長 長 松田竹千代君
副議長 長 藤枝 泉介君
議 員 林 百郎君
事務総長 知野 虎雄君

本日の会議に付した案件

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
起草の件
国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件
国立国会図書館組織規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○塚原委員長 これより会議を開きます。

まず、国務大臣の演説についてであります。国務大臣の演説は、前回決定のとおり、本日の本会議において、内閣総理大臣の所信についての演説を行ないます。

○塚原委員長 次に、国務大臣の演説に対する質疑についてであります。国務大臣の演説に対する質疑は、前回決定のとおり、明日の本会議において、まず自由民主党の川島正次郎君、次に日本社会党の成田知巳君、次に民社党の西村榮一君、次いで公明党の竹入義勝君の順序で行ないます。なお、質疑者の要求大臣は、総理大臣だけであります。

君、次いで公明党の竹入義勝君の順序で行ないます。なお、質疑者の要求大臣は、総理大臣だけであります。

○塚原委員長 次に、本日の内閣、地方行政、法務、大蔵、文教、社会労働、農林水産の各常任委員会並びに沖繩及び北方問題に関する特別委員会において審査を終了した、また終了する予定の各法律案について、各委員長から緊急上程の申し出があり、また本日の本会議に緊急上程するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○塚原委員長 次に、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案起草の件についてであります。が、事務総長の説明を求めます。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

第一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「三十六万円」を「五十六万円」に、「百五十六万円」を「百七十六万円」に、「百七十五万円」を「百九十八万円」に、「二百一十万円」を「二百四十二万円」に、「二百六十五万円」を「三百八十八万円」に改める。

第二十三条第一項中「百分の四・七」を「百分の五・三」に改める。

の五・三」に改める。

附則第三項後段中「第九条第二項中」退職当時の議員の歳費年額」とあるのは「この法律の施行の日における国会議員の歳費年額に相当する金額」とを削る。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「六月一日」を「三月一日、六月一日」に改める。

第十一条の三「五月十六日」を「二月十六日から二月末までの間、五月十六日に、六月一日」を「三月一日、六月一日」に改める。

第十一条の四「六月二日から」を「三月二日から五月十五日までの間、六月二日から」に、「五月十五日」を「二月十五日」に、「それぞれ六月二日」を「それぞれ三月二日、六月二日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第二項から附則第五項までの規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

(昭和三十七年九月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

2 昭和三十七年九月二十日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十五年一月分以降、その年額を、昭和三十七年十月一日における国会議員の歳費年額に相当する金額を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得

た年額に改定する。

3 昭和四十四年十二月三十一日以前に受けるべき事由が生じた互助年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(職権改定)

4 附則第二項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。

(高額所得による互助年金の停止についての経過措置)

5 改正後の国会議員互助年金法第十六条の規定は、昭和四十四年十二月三十一日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても適用する。

(国会議員の昭和四十四年六月の期末手当の額の特例)

6 昭和四十四年六月一日において在職する各議院の議長、副議長及び議員が同年同月に国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第十一条の二の規定により受ける期末手当の額の算出の基礎となるこれらの者が受けるべき歳費月額は、特別職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「特別職給与改正法」という。)の施行前にこれらの者が歳費法第一条の規定により受けるべきであった歳費月額とする。

(国会議員の秘書の昭和四十四年六月の期末手当及び勤勉手当の額の特例)

7 昭和四十四年六月一日において在職する国会議員の秘書が同年同月に国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十八号。以下「秘書給料法」という。)第三条及び第四条の規定により受ける期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となるその者が受けるべき給料月額、特別職給与改正法及び一般職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行前にその者が秘書給料法第一条の規定により受けるべきであ

つた給料月額とする。

理 由

昭和三十七年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金の年額等について所要の是正を行ない、あわせて国会議員の期末手当の支給期日等につき所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○知野事務総長 まず第一点は、国会議員の互助年金法で現在九万円、十三万円、十三万五千円の年金を受けておられる国会議員に、このたびの年金法の改正に伴いまして十四万円まで底上げするというのが一点でございます。

もう一つは、公務員の給与改定に伴いまして、国会議員は当然にスライドで上がるわけでございますが、そのままだとしまして、六月の期末手当分が一カ月入ります関係で、これをはねるための改正でございます。

○塚原委員長 それでは、事務総長から説明のありました国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出とし、本日の本会議に緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件についてであります。本件について事務総長の説明を求めます。

○知野事務総長 国会議員の給与規程につきましては、議運の決定によりまして両院議長がこれを定めるということになっておるわけでございますが、一般職並びに特別職の給与改定に伴いまして、これと全く同じものでございます。ただ、わがほうには速記職という特別のものがございまして、その給料表等を現在つくっておりますもので

すから、このたびにおきましては、議長並びに議運の委員長に御一任をいたしまして、同様のものをつくりたいと思っております。

○塚原委員長 それでは、本件は、事務総長の説明のとおり、その取り扱いについては議長並びに委員長に御一任願いたいと思存しますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件についてであります。お手元に配付してあります改正案について、事務総長の説明を求めます。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程(昭和三十八年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「支部静嘉堂文庫を削る。

第十一条第一項を次のように改め、同条第二項中「支部静嘉堂文庫は、東京都世田谷区岡本町に、」を削り、同条第三項中「第一項に掲げる支部図書館」を「支部東洋文庫」に改める。

第十一条 財団法人東洋文庫の委託に基づき、国立国会図書館に、支部東洋文庫を置く。

第二十四条中「支部静嘉堂文庫及び」及び「それぞれ、」を削る。

附 則

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

○知野事務総長 便宜から申し上げますが、静嘉堂文庫というのが、図書館との寄託契約で図書館の一部でやっておりましたが、今度独立しまして、財団法人として運営していくことになりましたのに伴います。図書館の組織規程の改正でございます。これと同様な案件は、前に大倉山図書館につきましてもすでに御処置を願っておりますので、よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ただいま事務総長から説明のありました国立国会図書館組織規程の一部改正の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○塚原委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○知野事務総長 先ほど委員長からお話のありました、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会及び、沖縄及び北方問題に関する特別委員会から上がっております法案につきましては、順次緊急上程をお願いいたしまして、その後、ただいま御決定になりました国会議員互助年金法の一部改正案につきまして、議運委員長提出の法案の上程がございます。それが済みましたところで、内閣総理大臣の所信の表明に入ります。

以上でございます。

○塚原委員長 それでは、本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会することといたします。

○塚原委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、今回の委員会は、同日午前十一時理事
会、正午から委員会を開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十三分散会

昭和四十四年十二月三日印刷

昭和四十四年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局